

災害時における  
輸送業務等に関する協定書

亀 岡 市  
京都タクシー株式会社

# 災害時における輸送業務等に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と京都タクシー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送業務等について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、自然災害が発生し、または発生するおそれがあり（以下「災害時」という。）、市民の生命、身体及び財産に被害をもたらす恐れがある場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）人員輸送（応急対策を行うために必要な人員、要援護者及び負傷者等）
- （2）物資輸送（応急対策を行うために必要な資材、救助・救援物資等）
- （3）業務無線を活用した被災現場等の情報収集及び状況報告
- （4）一時避難場所の開設（社屋3階及び倉庫）
- （5）LPガスを活用した燃焼施設（炊き出しコンロ等）の提供
- （6）非常用ガス発電機による電力の提供

2 前項の要請は、「協力要請書」（別記様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （安全の確保及び実施）

第3条 甲は、乙への要請内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するよう努めるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、「実施報告書」（別記様式）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （費用の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により行う協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務に要した人件費及び燃料費について、乙が提出した報告書に基づき、甲乙協議して定める。

- 3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めるときは、乙に対し協力に要した費用を支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、当該業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡先等確認)

第7条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(別記様式7)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(期間及び継続)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲または乙から継続しない旨の書面による通知がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、甲乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月8日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川孝裕

乙 京都府亀岡市余部町大塚24番地の1

京都タクシー株式会社  
執行役員社長 川本恵三